

平成 20 年 3 月 31 日
国土交通省告示第 413 号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十四条の規定に基づき、作業
規程の準則（昭和二十六年建設省告示第八百号）の全部を改正したので、その
関係書類は、国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷一番）に備え置いて
閲覧に供する。

平成二十年三月三十一日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

作業規程の準則

制 定	昭和 26 年 8 月 25 日	建設省告示	第 800 号
全部改正	平成 20 年 3 月 31 日	国土交通省告示	第 413 号
一部改正	平成 23 年 3 月 31 日	国土交通省告示	第 334 号
一部改正	平成 25 年 3 月 29 日	国土交通省告示	第 286 号
一部改正	平成 28 年 3 月 31 日	国土交通省告示	第 565 号
一部改正	令和 2 年 3 月 31 日	国土交通省告示	第 461 号
一部改正	令和 5 年 3 月 31 日	国土交通省告示	第 250 号
一部改正	令和 7 年 3 月 31 日	国土交通省告示	第 240 号

※ 本書は、令和 7 年 3 月 31 日に改正されたところを _____ で表示しました。

作業規程の準則目次

第1編 総 則 (第1条—第17条)	1
第2編 基準点測量	7
第1章 通 則	9
第1節 要 旨 (第18条・第19条)	9
第2節 製品仕様書の記載事項 (第20条)	9
第2章 基準点測量	10
第1節 要 旨 (第21条—第24条)	10
第2節 作業計画 (第25条)	12
第3節 選 点 (第26条—第30条)	12
第4節 測量標の設置 (第31条—第33条)	12
第5節 観 測 (第34条—第39条)	13
第6節 計 算 (第40条—第43条)	19
第7節 品質評価 (第44条)	23
第8節 成果等の整理 (第45条・第46条)	23
第3章 レベル等による水準測量	25
第1節 要 旨 (第47条—第51条)	25
第2節 作業計画 (第52条)	26
第3節 選 点 (第53条—第57条)	26
第4節 測量標の設置 (第58条—第60条)	26
第5節 観 測 (第61条—第66条)	27
第6節 計 算 (第67条—第70条)	30
第7節 品質評価 (第71条)	31
第8節 成果等の整理 (第72条・第73条)	31
第4章 GNSS 標高測量	32
第1節 要 旨 (第74条—第77条)	32
第2節 作業計画 (第78条)	33
第3節 選 点 (第79条—第82条)	33
第4節 測量標の設置 (第83条—第85条)	33
第5節 観 測 (第86条—第91条)	34
第6節 計 算 (第92条—第95条)	36
第7節 品質評価 (第96条)	38
第8節 成果等の整理 (第97条・第98条)	38
第5章 復旧測量 (第99条—第102条)	39
第3編 地形測量及び写真測量	41
第1章 通 則	43
第1節 要 旨 (第103条)	43
第2節 製品仕様書の記載事項 (第104条・第105条)	43
第3節 測量方法 (第106条)	43

第4節 図式 (第107条)	44
第2章 現地測量	45
第1節 要旨 (第108条—第112条)	45
第2節 作業計画 (第113条)	45
第3節 基準点の設置 (第114条)	46
第4節 細部測量	46
第1款 要旨 (第115条)	46
第2款 TS点の設置 (第116条—第119条)	46
第3款 地形、地物等の測定 (第120条—第123条)	48
第5節 数値編集 (第124条・第125条)	50
第6節 補備測量 (第126条)	50
第7節 数値地形図データファイルの作成 (第127条)	50
第8節 品質評価 (第128条)	50
第9節 成果等の整理 (第129条・第130条)	50
第3章 UAV写真測量	51
第1節 要旨 (第131条—第133条)	51
第2節 作業計画 (第134条)	51
第3節 標定点の設置 (第135条—第140条)	51
第4節 撮影 (第141条—第150条)	53
第5節 空中三角測量 (第151条—第155条)	55
第6節 現地調査 (第156条—第159条)	56
第7節 数値図化 (第160条)	57
第8節 数値編集 (第161条)	57
第9節 補測編集 (第162条)	57
第10節 数値地形図データファイルの作成 (第163条)	57
第11節 品質評価 (第164条)	57
第12節 成果等の整理 (第165条・第166条)	57
第4章 空中写真測量	59
第1節 要旨 (第167条—第169条)	59
第2節 作業計画 (第170条)	59
第3節 標定点の設置 (第171条—第174条)	59
第4節 対空標識の設置 (第175条—第180条)	60
第5節 撮影	62
第1款 要旨 (第181条)	62
第2款 機材 (第182条・第183条)	62
第3款 撮影 (第184条—第190条)	63
第4款 GNSS/IMUデータ処理 (第191条—第193条)	64
第5款 数値写真の統合処理 (第194条・第195条)	66
第6款 空中写真の数値化 (第196条—第202条)	66
第7款 数値写真の整理 (第203条—第205条)	69
第8款 品質評価 (第206条)	69
第9款 成果等の整理 (第207条・第208条)	69

第 6 節	同時調整 (第 209 条—第 217 条)	70
第 7 節	現地調査 (第 218 条—第 223 条)	72
第 8 節	数値図化 (第 224 条—第 236 条)	73
第 9 節	数値編集 (第 237 条—第 242 条)	75
第 10 節	補測編集 (第 243 条—第 247 条)	76
第 11 節	数値地形図データファイルの作成 (第 248 条)	77
第 12 節	品質評価 (第 249 条)	77
第 13 節	成果等の整理 (第 250 条・第 251 条)	77
第 5 章	既成図数値化	78
第 1 節	要 旨 (第 252 条—第 255 条)	78
第 2 節	作業計画 (第 256 条)	78
第 3 節	計測用基図作成 (第 257 条・第 258 条)	78
第 4 節	計 測 (第 259 条—第 262 条)	79
第 5 節	数値編集 (第 263 条—第 265 条)	79
第 6 節	数値地形図データファイルの作成 (第 266 条)	80
第 7 節	品質評価 (第 267 条)	80
第 8 節	成果等の整理 (第 268 条・第 269 条)	80
第 6 章	修正測量	81
第 1 節	要 旨 (第 270 条—第 273 条)	81
第 2 節	作業計画 (第 274 条)	84
第 3 節	予 察 (第 275 条)	84
第 4 節	修正数値図化	84
第 1 款	TS 等を用いる修正数値図化 (第 276 条・第 277 条)	84
第 2 款	キネマティック法による修正数値図化 (第 278 条・第 279 条)	85
第 3 款	RTK 法による修正数値図化 (第 280 条・第 281 条)	85
第 4 款	ネットワーク型 RTK 法による修正数値図化 (第 282 条・第 283 条)	85
第 5 款	UAV 写真測量による修正数値図化 (第 284 条・第 285 条)	85
第 6 款	空中写真測量による修正数値図化 (第 286 条・第 287 条)	85
第 7 款	地上レーザ測量による修正数値図化 (第 288 条・第 289 条)	86
第 8 款	UAV レーザ測量による修正数値図化 (第 290 条・第 291 条)	86
第 9 款	車載写真レーザ測量による修正数値図化 (第 292 条・第 293 条)	86
第 10 款	既成図を用いる方法による修正数値図化 (第 294 条—第 296 条)	86
第 11 款	他の既成データを用いる方法による修正数値図化 (第 297 条—第 299 条)	87
第 5 節	現地調査 (第 300 条)	87
第 6 節	修正数値編集 (第 301 条—第 303 条)	87
第 7 節	数値地形図データファイルの更新 (第 304 条)	87
第 8 節	品質評価 (第 305 条)	87
第 9 節	成果等の整理 (第 306 条・第 307 条)	87
第 7 章	写真地図作成	89
第 1 節	要 旨 (第 308 条—第 312 条)	89
第 2 節	作業計画 (第 313 条・第 314 条)	90
第 3 節	数値地形モデルの作成 (第 315 条—第 320 条)	90

第4節	正射変換 (第321条・第322条)	91
第5節	モザイク (第323条—第325条)	91
第6節	写真地図データファイルの作成 (第326条・第327条)	92
第7節	品質評価 (第328条)	92
第8節	成果等の整理 (第329条・第330条)	92
第8章	地図編集	93
第1節	要 旨 (第331条—第335条)	93
第2節	作業計画 (第336条)	93
第3節	資料収集及び整理 (第337条)	93
第4節	編集原稿データの作成 (第338条・第339条)	93
第5節	数値編集 (第340条—第342条)	94
第6節	数値地形図データファイルの作成 (第343条)	94
第7節	品質評価 (第344条)	94
第8節	成果等の整理 (第345条・第346条)	94
第9章	基盤地図情報の作成	95
第1節	要 旨 (第347条)	95
第2節	基盤地図情報の作成方法 (第348条)	95
第3節	既存の測量成果等の編集による基盤地図情報の作成 (第349条・第350条)	95
第4節	作業計画 (第351条)	96
第5節	既存の測量成果等の収集及び整理 (第352条)	96
第6節	基盤地図情報を含む既存の測量成果等の調整 (第353条—第356条)	96
第7節	基盤地図情報項目の抽出 (第357条)	97
第8節	品質評価 (第358条)	97
第9節	成果等の整理 (第359条・第360条)	97
第4編	地形測量及び写真測量 (三次元点群測量)	99
第1章	通 則	101
第1節	要 旨 (第361条)	101
第2節	製品仕様書の記載事項 (第362条)	101
第3節	測量方法 (第363条)	101
第2章	地上レーザ測量	102
第1節	要 旨 (第364条・第365条)	102
第2節	作業計画 (第366条)	102
第3節	オリジナルデータの作成	102
第1款	要 旨 (第367条・第368条)	102
第2款	標定点の設置 (第369条—第373条)	103
第3款	地上レーザ計測 (第374条—第379条)	104
第4節	その他の成果データの作成	106
第1款	要 旨 (第380条)	106
第2款	グラウンドデータの作成 (第381条・第382条)	106
第3款	グリッドデータの作成 (第383条・第384条)	106
第4款	等高線データの作成 (第385条・第386条)	107
第5款	断面図データの作成 (第387条・第388条)	107

第6款	数値地形図データの作成 (第389条—第405条)	107
第5節	成果データファイルの作成 (第406条)	109
第6節	品質評価 (第407条)	109
第7節	成果等の整理 (第408条・第409条)	110
第3章	UAV 写真点群測量	111
第1節	要 旨 (第410条・第411条)	111
第2節	作業計画 (第412条)	111
第3節	標定点及び検証点の設置 (第413条—第417条)	111
第4節	撮 影 (第418条—第426条)	112
第5節	三次元形状復元計算 (第427条—第430条)	114
第6節	その他の成果データの作成	115
第1款	要 旨 (第431条)	115
第2款	グラウンドデータの作成及び構造化 (第432条・第433条)	115
第3款	断面図データの作成 (第434条・第435条)	115
第7節	成果データファイルの作成 (第436条)	115
第8節	品質評価 (第437条)	115
第9節	成果等の整理 (第438条・第439条)	115
第4章	UAV レーザ測量	117
第1節	要 旨 (第440条・第441条)	117
第2節	成果品の要求仕様の策定 (第442条—第445条)	117
第3節	作業計画 (第446条)	118
第4節	作業仕様の策定 (第447条—第452条)	118
第5節	オリジナルデータの作成	120
第1款	計測計画の作成 (第453条)	120
第2款	固定局の設置 (第454条)	121
第3款	調整点の設置 (第455条・第456条)	121
第4款	計測 (第457条—第460条)	122
第5款	最適軌跡解析 (第461条・第462条)	123
第6款	オリジナルデータの作成 (第463条—第466条)	124
第7款	オリジナルデータの点検測量 (第467条)	125
第6節	その他の成果データの作成	126
第1款	要 旨 (第468条)	126
第2款	グラウンドデータの作成 (第469条・第470条)	126
第3款	グリッドデータの作成 (第471条・第472条)	126
第4款	等高線データの作成 (第473条・第474条)	126
第5款	断面図データの作成 (第475条・第476条)	127
第6款	数値地形図データの作成 (第477条—第479条)	127
第7節	成果データファイルの作成 (第480条)	128
第8節	品質評価 (第481条)	128
第9節	成果等の整理 (第482条・第483条)	128
第5章	車載写真レーザ測量	129
第1節	要 旨 (第484条・第485条)	129

第2節	成果品の要求仕様の策定 (第486条—第488条)	129
第3節	作業計画 (第489条)	130
第4節	作業仕様の策定 (第490条—第494条)	130
第5節	調整点の設置 (第495条—第498条)	132
第6節	オリジナルデータの作成	132
第1款	移動取得 (第499条—第503条)	132
第2款	データ処理 (第504条—第513条)	134
第3款	オリジナルデータの点検 (第514条・第515条)	136
第7節	その他の成果データの作成	136
第1款	要 旨 (第516条)	136
第2款	グラウンドデータの作成 (第517条・第518条)	137
第3款	グリッドデータの作成 (第519条・第520条)	137
第4款	等高線データの作成 (第521条・第522条)	137
第5款	断面図データの作成 (第523条・第524条)	137
第6款	数値地形図データの作成 (第525条—第537条)	138
第8節	成果データファイルの作成 (第538条)	140
第9節	品質評価 (第539条)	140
第10節	成果等の整理 (第540条・第541条)	140
第6章	航空レーザ測量	141
第1節	要 旨 (第542条—第544条)	141
第2節	作業計画 (第545条)	141
第3節	固定局の設置 (第546条・第547条)	142
第4節	航空レーザ計測 (第548条—第553条)	142
第5節	調整点の設置 (第554条・第555条)	145
第6節	点群データの作成 (第556条—第563条)	145
第7節	オリジナルデータの作成 (第564条・第565条)	147
第8節	グラウンドデータの作成 (第566条—第570条)	147
第9節	グリッドデータの作成 (第571条—第573条)	149
第10節	その他の成果データの作成	150
第1款	要 旨 (第574条)	150
第2款	等高線データの作成 (第575条・第576条)	150
第3款	断面図データの作成 (第577条・第578条)	151
第11節	成果データファイルの作成 (第579条)	151
第12節	品質評価 (第580条)	151
第13節	成果等の整理 (第581条・第582条)	151
第7章	航空レーザ測深測量	153
第1節	要 旨 (第583条—第586条)	153
第2節	作業計画 (第587条・第588条)	154
第3節	固定局の設置 (第589条・第590条)	154
第4節	航空レーザ測深 (第591条—第596条)	155
第5節	調整点の設置 (第597条・第598条)	156
第6節	点群データの作成 (第599条—第607条)	156

第7節	オリジナルデータの作成 (第608条・第609条)	158
第8節	グラウンドデータの作成 (第610条—第615条)	159
第9節	グリッドデータの作成 (第616条—第618条)	160
第10節	その他の成果データの作成	161
第1款	要旨 (第619条)	161
第2款	等高線データの作成 (第620条・第621条)	161
第3款	断面図データの作成 (第622条・第623条)	162
第11節	成果データファイルの作成 (第624条)	162
第12節	品質評価 (第625条)	162
第13節	成果等の整理 (第626条・第627条)	162
第5編	応用測量	163
第1章	通則	165
第1節	要旨 (第628条—第634条)	165
第2節	製品仕様書の記載事項 (第635条)	167
第2章	路線測量	168
第1節	要旨 (第636条・第637条)	168
第2節	作業計画 (第638条)	168
第3節	線形決定 (第639条—第641条)	168
第4節	中心線測量 (第642条—第644条)	170
第5節	仮BM設置測量 (第645条—第647条)	171
第6節	縦断測量 (第648条・第649条)	172
第7節	横断測量 (第650条・第651条)	172
第8節	詳細測量 (第652条・第653条)	173
第9節	用地幅杭設置測量 (第654条—第656条)	174
第10節	品質評価 (第657条)	174
第11節	成果等の整理 (第658条・第659条)	174
第3章	河川測量	176
第1節	要旨 (第660条・第661条)	176
第2節	作業計画 (第662条)	176
第3節	距離標設置測量 (第663条・第664条)	176
第4節	水準基標測量 (第665条・第666条)	176
第5節	定期縦断測量 (第667条・第668条)	177
第6節	定期横断測量 (第669条・第670条)	177
第7節	深淺測量 (第671条・第672条)	178
第8節	法線測量 (第673条・第674条)	178
第9節	海浜測量及び汀線測量 (第675条・第676条)	179
第10節	品質評価 (第677条)	179
第11節	成果等の整理 (第678条・第679条)	179
第4章	用地測量	181
第1節	要旨 (第680条・第681条)	181
第2節	作業計画 (第682条)	181
第3節	資料調査 (第683条—第688条)	181

第4節	復元測量 (第689条・第690条)	182
第5節	境界確認 (第691条・第692条)	182
第6節	境界測量 (第693条—第697条)	182
第7節	境界点間測量 (第698条・第699条)	183
第8節	面積計算 (第700条・第701条)	184
第9節	用地実測図データファイルの作成 (第702条・第703条)	184
第10節	用地平面図データファイルの作成 (第704条・第705条)	185
第11節	品質評価 (第706条)	185
第12節	成果等の整理 (第707条・第708条)	185
第5章	その他の応用測量	187
第1節	要 旨 (第709条)	187
第2節	作業計画 (第710条)	187
第3節	作業方法 (第711条)	187
第4節	作業内容 (第712条)	187
第5節	品質評価 (第713条)	187
第6節	成果等の整理 (第714条・第715条)	187
附 則		188
付録1	測量機器検定基準	189
付録2	公共測量における測量機器の現場試験の基準	195
付録3	測量成果検定基準	203
付録4	標準様式	209
付録5	永久標識の規格及び埋設方法	349
付録6	計算式集	359
付録7	公共測量標準図式	397
付録8	多言語表記による図式	559
別表1	測量機器級別性能分類表	581